

子ども服の安全性と標準化

～子ども服のひもの安全規格 JIS L 4129 (ヨイフク) 策定の経緯～

田近 秀子

(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS)

1. はじめに

NACSの有志会員による研究会「標準化を考える会」を2008年に立ち上げ、日常の生活を安全・安心・便利にしている「標準化」について、消費者の声を反映した規格を作ることを目的に活動している(会員約20名)。これまでは、製品の安全などは製造側主体で行われてきたが、消費者が積極的に声を発信し主導的に取り組むことで、消費者視点を活かした安全の確立に繋がると思われる。今回の発表では、消費者の視点から子ども服に潜む危険性を指摘し、子どもを怪我や事故から守る為の、安全JIS策定までの経緯と活動を紹介する。

2. 子ども服の標準化を考える

2.1 子ども服の安全基準の必要性

2009年に行われた(一財)日本規格協会主「標準化セミナー」に参加した際、子ども服の安全性について、欧米では、子ども服に関する安全規格が定められているが、日本では未だ公的な安全基準は設けられていない事を知った。

実は、子ども服に付いている首周りのヒモが何かに引っかかり、首を絞め窒息の危険性がある。例えば、公園の滑り台の隙間や枠にヒモが引っかかり、そのまま滑ると首が絞まってしまう。また上着やズボンの裾に付いているヒモも、乗り物のドアに引っかかったり、自転車のタイヤに巻き込まれて転倒する危険性がある。欧米では上着の裾のヒモが、スクールバスのドアに引っかかり引きずられて死亡した事件などをきっかけに安全規格が策定され、その後子どもの事故は減少したと報告されている。

海外で起こっている事が、日本では起きない

ということは考え難い。子どもを事故から守る為の安全対策として、子ども服の安全性JIS策定を活動のテーマに取り上げる事となった。



<引きヒモの付いたフード>



<ウエストや裾にヒモがあるズボン>

2.2 JIS化に向けた調査

まず、日本における子ども服が起因の事故情報や安全基準などがあるか調べ始めた。

東京都は2006年に、都内在住の1～12歳の子どもがいる世帯を対象に、子ども服による事故のアンケート調査を実施し、1,163人から回答を得ている。それによると事故を経験した人は、「ヒヤリ・ハット」も含め全体の77%で、6人に1人は実際に怪我をしていた。

また、業界団体の一つである全日本婦人子供服工業組合連合会（以下 全婦連）が、2008年に「子供衣類の設計に関する安全対策ガイドライン」を公表し、フードやヒモの長さの基準を示し、つまずきや引っ掛かり等による転倒や、首の絞め込等のリスクを最小限に抑える指針を示している。

しかし、他に公表されている、子ども服に関する有益情報は殆ど無かった。日本では統一した安全基準はなく、子ども服の安全対策は各事業者の自主基準に任せられていたのが実情であった。また、子ども服の事故情報もなく、事故が適切に報告され、分析・公表する仕組みが充分機能していないことも予測できた。そこで、全婦連のガイドラインを踏まえ、子ども服の安全性のJIS化を推進するために、独自の調査を開始した。

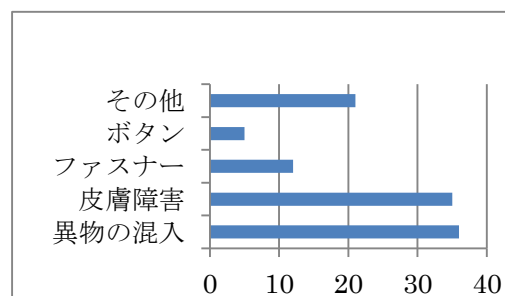
(1) PIO-NETにおける事故事例の調査

(2010年10月)

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステムである。

国民センターに情報開示請求を行い、2004年4月～2010年9月まで、合計109件の「子供洋服」に関する全国の危害危険情報を入手し分析した。その結果、多かった項目は針などの異物の混入（36件）、続いて赤くかぶれたなどの皮

膚障害（35件）、ファスナーでケガ（12件）、ボタンの不具合による擦傷や取れて口に入る（5件）で、子ども服のヒモに関わる事故情報は発見できなかった。欧米では多くの事故事例を踏まえて規格ができたわけで、日本でだけ事故が発生していないということは疑問である。事故情報の収集・報告の仕組みが充分機能していないと思われた。



<子供洋服に関する PIO-NET 事故情報>

2004年4月～2010年9月（合計109件）

(2) 店頭およびインターネット上での調査

(2010年8月～10月)

全婦連のガイドラインが市場でどのぐらい浸透しているか、当研究会メンバーで店頭商品の調査を実施したが、百貨店・スーパー・子ども服販売店の店頭では、ガイドラインを逸脱している商品のごくわずかだった。一方、インターネットで商品検索を行なったところ、ヒモの先端に飾り（特に引っかかり易い）の付いている危険な商品が多数販売されており、一部の通販やネット販売ではガイドラインの対応がされていない状況であった。アパレル業界は中小や、団体に加盟していない事業者も多く、情報が細部にまで届かず、ガイドラインが中小には行き渡っていない可能性が考えられた。

(3) 事業者団体（全婦連）からのヒアリング

本ガイドラインができた経緯や子ども服製造事業者の現状、及び、統一した安全基準の必要性について意見を聞いた。内部資料も見せてくれたが、事業者の本音が分かり、大変興味深い

ものであった。その一部を紹介する。

①ファッション性とアパレル業界の状況

品質・価格とともに「デザイン」は重要な要素であり、他とは違うデザイン、ファッション性に富んだ製品を作る努力をする。また、商品の企画後は下請けに回し、流れ作業的・複雑な過程を経て生産され、細部にまで品質の徹底が浸透するのは難しい。大手がリーディングカンパニーとしての責任と力を発揮し、品質管理をしっかりとチェックする。

②全婦連ガイドラインについて

大変参考になったとの意見が会員からあるが、実際の浸透度は把握できていない。JISは努力すれば達成できるレベルのものにするべき。統一安全基準作成には、業界を納得させる外からの力が必要で、消費者も積極的に事故を報告し、行政や関係団体などがまとめて告知する。マスクも取り上げるなどの働きかけが重要。

③全婦連が会員に行ったアンケートの意見

A JIS規格をつくる場合

子ども服の設計・製造・服飾付属品に関する基準化は意義がある。国際的にも安全性は重視すべきだが、重大事故に繋がる項目を規格化し、それ以外は参考とする。細かい規定はデザイン性を阻害する恐れがある。一方、JIS化にはさらに細かい基準や考え方を示し、過剰でない制約内容を検討し、曖昧な基準にしない。

イ 自由意見

親（消費者）への教育も必要で、子どもに危険も教え、子どもの生活に合った服を着用させる。ガイドラインの認知度を高め、子ども服の安全性について作り手側や消費者を啓発し、双方の責任において選択の自由を持つべき。

(4) 事業者アンケート調査の実施

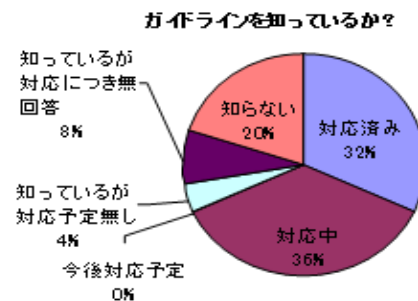
(2010年11月～12月)

子ども服製造・販売等事業者70社【内訳 百貨店（9社）、スーパー（4社）、メーカー・販

売・通販等（57社）】を対象に、全婦連のガイドラインの周知度、各社の安全対策の状況（ヒモや装飾品などの安全基準があるか等）、及び、統一安全基準の必要性に関するアンケート調査を実施し、大手企業を中心に25社から回答を得た。

ガイドラインの認知度は8割と高かったものの、実際にガイドラインに「対応済み」の事業者はそのうち32%で、「対応中」は36%など、各社の対応はまちまちであった。

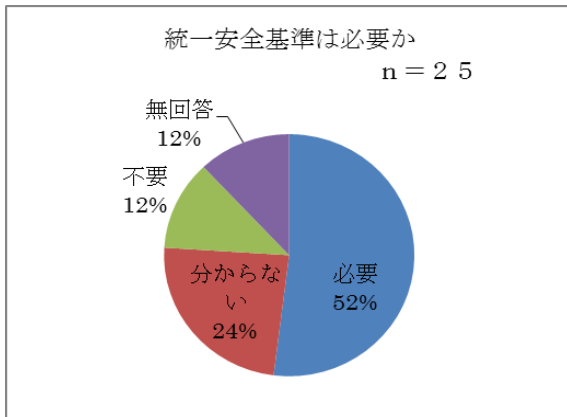
(n=25)



また、各社の自主基準の内容を細かく聞いてみた。例えば、「首周りに引きヒモを付ける際の、対象年齢の基準があるか」の質問では、「ある」が8社（32%）であった。更にその内容は、①2歳未満はつけない（1社）、②100cm未満はつけない（1社）、④8歳未満はつけない（1社）、⑤12歳未満はつけない（1社）であった。特にないは4社（16%）、その他は9社（36%）、無回答は4社（16%）と、各社で違いがあった。

その他、「フードそのものを採用する年齢や、ヒモの長さ基準」も同様で、各社の自主基準は様々で安全対策のレベルにはバラツキがあった。日本の子ども服の安全性は、統一した安全基準がないまま、各企業の自主判断に任せられている現状が確認できた。

「統一した安全基準が必要か？」の質問では、「必要」との回答は52%であった。内訳は、①必要：13社52%、②分からない：6社24%、③必要ない：3社12%、④無回答：3社12%であった。



アンケートの中で、基準は各社に任せて欲しいという意見があった一方、多くの事業者が子どもの安全は重要だと認識しており、事故情報を共有すればもっと安全な商品が届けられるとの情報共有を希望する意見もあった。この事業者アンケートは、当初の回答はあまり多くなかったが、回答のない企業に、この調査の趣旨を電話で丁寧に説明し理解を求め、再度回答をお願いした。後にこの事業者調査はJIS化を検討する会議の資料にも採択され、JIS化を推進する際の根拠となった。

2.3 浮かんできた問題点と課題

各企業の安全対策のばらつきが認められ、業界での統一基準策定が難しい現状では、通販やネット販売も含め、JISを制定する必要がある。東京都・国民生活センター・日本公園施設業協会・自治体（横浜市）など、各方面からリーフレット等で、子ども服のフードやヒモの危険性について注意喚起が行われていたのも判明した。しかし、これまで具体的な安全対策はとられてこなかった。公表されている事故情報は極めて少く、日本では事故情報が適切に報告される仕組みが機能せず、行政が事故情報を十分に把握しきれていない。消費者は、価格やデザインだけに捕らわれず、安全な商品を選択できる目を養う必要があるが、それには事故情報等が速やかに、かつ継続的に届く必要がある。消費者・

関係団体・事業者等が持っている「ヒヤリ・ハット」情報も含め、事故情報を集約・分析して公表し、全ての人が情報を共有できるシステムが望まれる。

統一安全基準の策定は、消費者ばかりでなく、事業者にとっても、製造・販売する際の安全確保の目安となり、自らの製品に起因した事故を防ぐ他、グローバルな商品展開などのメリットがあると思われる。策定の際には、事業者の負担や安全面とデザインの両立を考慮した適切な基準設定を、消費者・事業者・行政・専門家等がともに検討する場が必要である。

3. JIS化を推進するための活動

欧米だけでなく、中国・韓国等にも子ども服の安全規格があることが分かり、このままでは事故に繋がる商品の流通を止められないとの危機感を強く持った。しかし、小さな当研究会だけで、どのようにして国家規格を策定できるのかは見当がつかない状況であった。そこで、事業者アンケート調査などを論文に纏め、様々なところに働きかけた。



日本は安全に無頓着

3.1 活動のPRと意見交換

(1) 経済産業省 JIS 規格担当との情報交換

子どもが事故にあう可能性のある事を放置しておくのは、社会にとってリスクがあり、早急

に公的な統一安全基準が必要である事を訴えた。

(2) 消費者委員会委員長との情報交換

「子ども服の事故情報収集や、消費者・事業者・専門家などの関係者で予備的な研究会をつくり、規格の原案を作成する」との提案があった。

(3) キッズデザイン協議会との情報交換

消費者も潜在的にある危険性についての認識を高める必要があるが、子どもの事故を親の責任と感じてしまい、事故情報がなかなか集まらない。

(4) 産業技術総合研究所の工学研究センター長との情報交換

事故情報の整備には病院・消防署との連携がポイントになり、規格や基準は「競争のルールを作る事」であり、事業者自ら作るべきである。基準作りは安全への寄与とともに、経済効果も期待できる、それには事業者の熱意が必要。

3.2 「子ども服の安全性と標準化」を発表

「子ども服の安全性と標準化」セミナーの開催(2011年11月)

様々な調査や意見交換を踏まえ、研究発表とパネルディスカッションを実施し、JIS規格制定の必要性を訴え問題提起を行った。

パネラーは、子ども服業界団体・事業者・消費者・行政・規格関係機関など、様々な分野から人選した。一般消費者を対象としたセミナーだったが、80名の参加者のうち、半数以上はアパレル関係者で、デザイン教育や研究機関、消費者団体などからも参加があった。アンケートをとったところ、安全規格が「あった方がいい」・「必要」という合計が98%で、必要ないという回答は1件もなく、JIS化に向けたはずみとなった。このセミナーは読売新聞に取り上げられ反響を呼んだ。

3.3 第6回キッズデザイン賞(リサーチ分野)を受賞(2012年7月)

これまでの活動を評価するために、キッズデザイン協議会賞に応募した。試行錯誤の中、泥臭い方法で活動を進めてきたが、受賞は大きな励みとなった。「子供服の事故防止のための重要な視点が網羅されており、調査内容は社会的有用性が高く、評価できる。論文中の提言を、今後どのように公に知らせていくかが重要」という講評を受け、この研究内容を今後どのように周知していくかが、益々大きな課題となった。

4. JIS 制定へ参画

4.1 先導調査委員会(2012年)

研究会の活動はメディアへの情報発信へと繋がっていった。読売新聞で、「子ども服 安全規格求めるこえ」という記事で当研究会の活動や小児科学会の事故事例が紹介され、その後多くの新聞やテレビ・ラジオなどのマスメディアから取材を受け、次第に周知されるようになった。

漸く、子ども服の安全性について、国際標準化の可能性を検討するため、経済産業省主導のもと、将来の公的規格の制定を踏まえた委員会が発足した。当研究会メンバーも、消費者の立場で当初から規格素案作りに参画し、これまでの研究実績を踏まえ、消費者の声を規格に反映することに注力した。

そして、意見交換や調査等を通して明らかになった、フードそのものが引かかる危険性についても検討するように主張した。その結果、当研究会の保育の現場の調査で得られた「保育現場では以前よりフードやヒモの危険性を認識し、禁止している保育園も多い。保護者には機会あるごとに、手紙などで注意を呼び掛けている」が根拠材料となり、附属書(参考)としてフードの安全性についても規格素案に記載された。本来であれば、規定の中に入れて欲しいと主張を続けてきた事である。附属書となったのも前進であるが、今後の課題として残っている。

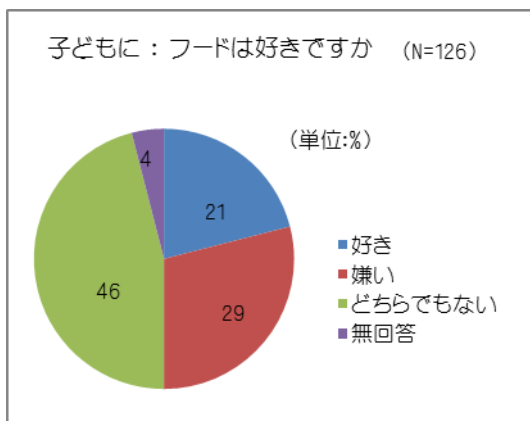
＜経済産業省「夏休み子ども見学デー」＞

(2013年8月)

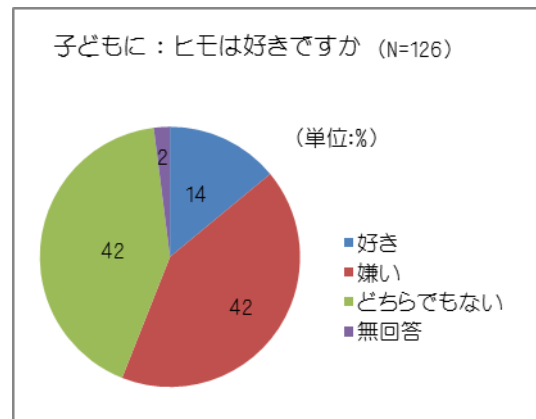
霞が関の府省庁等が連携して小中学生を対象に、広く社会を知る体験学習の機会を提供する目的で夏休みに行う催し。当研究会は経済産業省の「標準ってなんだろう?～くらしのなかのJISと計量」のコーナーに参加した。参加の目的は、「子ども服における危険性の説明、およびJIS化に関する情報提供」と「子ども服に関する情報収集」である。

子どもの服を選んでいるのは母親が56%、子ども自身が38%であった。子どもはいったいフードやヒモについてどのような意見を持っているか?アンケートと口頭で聞き取り調査を行った。

「フードは好き」?の質問では、7割の子ども達が「どちらでもないか嫌い」と回答し、「好き」は約2割。理由は、「可愛いし雨の日には被れて便利」という意見がある一方で、「邪魔だし危ない」の他、「学校で禁止されている」との意見があった。小学校でもフードを避けるように指導していることが始めて確認できた。



「ヒモは好き?」の質問では、8割が「どちらでもないか嫌い」と回答し、「好き」は僅か14%。嫌いな理由としては、「邪魔・面倒」が圧倒的に多く、子ども自身はヒモの必要性は感じていない傾向が見られた。



4.2 JIS原案作成委員会(2013年)

先導調査委員会の翌年、消費者・事業者・行政および検査機関等から構成されるJIS開発委員会及び、ワーキンググループが設置され、規格について幅広く検討が行われた。NACSは繊維評価技術協議会と共に、共同事務局を担い、JIS規格の普及啓発を担当することとなった。当研究会メンバーも委員会に参加し、前年度に作成した素案を基に規格制定に向け検討を行った。

各関係者の合意のもと「子ども用衣料の安全性—子ども用衣料に附属するひもの要求事項」JISL 4129案が漸くまとまり、2014年6月に公表された。その後、メーカー、消費者など関係者への普及・周知を行う為の準備期間(1年)を経て、2015年12月に制定公示された。13歳未満の子ども服を対象に、頭や首周りに垂れ下がるヒモや、背中から出たり後ろで結ぶヒモ、股から下の丈の上着やズボンの裾に垂れ下がるヒモ等をつけることは禁止になった。

子ども服の安全性JISを実効性のあるものにするためには、消費者へ、本規格の意義と理解を深める広報が重要である。それにより、消費者が安全性に配慮された子ども服を選ぶ目を養うことを促したい。そのためには分かり易い啓発ツールが必要である。具体的な方策として、パンフレット、およびプレゼンテーション資料(解説付きのパワーポイント)を作成し、それらを

活用したセミナー等を開催した。JIS L 4129 (ヨイフク) という覚えやすい番号も、広報には効果的である。

5. 終わりに

日常生活における様々な消費者問題の有効な解決手段の一つとして、標準化という手法もあることを提案したい。製品安全に関する現行のJISの多くは、専門家から見た範囲で安全に関する要求事項が定められていると思われるが、消費者は専門家の想像を超えた行動をとる事がある。例えば、保育園では、園児たちがふざけてフードやヒモを引っ張り合い転倒することを踏まえ、あらかじめフード等を禁止していた。当研究会は調査等によりこのことを把握し周知したが、一部の事業者はそのことを知らなかった。事業者にも情報提供をし、作り手と消費者のギャップを埋める事ができたのは、これまで製造側主体で行われてきた製品安全に、消費者から積極的に声を発信した成果であると考ええる。

また、最近の消費者は、必ずしも製品の安全性を考慮して購入するとは限らず、むしろ「かわいさ」に代表されるようなデザインや価格などに惹かれて製品の選択・購入を行う傾向もある。これからは、製品を市場に流通させる前に、生産側と消費者が、消費者の使用実態も含め、安全性などについて十分に意見交換する必要があると思われる。その上で、重篤な事故に繋がる危険要因はあらかじめ除去するなど、製品に求められる要求事項を定めていくことが望まれる。消費者が標準化（規格作り）に参画する意義もそこにあると考える。

子ども服 JIS 策定まで時間がかかったことや、協力体制を構築する困難さなども経験した。それらの反省なども踏まえ、子ども服の活動で得た経験を今後に生かすために、消費者が標準化活動に効果的に参加する為の、「消費者参画の手引書」を作成中である。

以上

【参考文献】

- ・「子ども用衣類の安全確保について」平成 18 年度東京都商品等の安全問題に関する協議会
- ・「子供衣類の設計に関する安全対策ガイドライン (改訂版)」全日本婦人子供服工業組合連合会平成 22 年
- ・「子ども用上着の引き紐に対する指針」米国消費者製品安全委員会 (CPSC) 1999 年
- ・「児童向けアウターウェア上着に装着される引き紐についての標準安全仕様」(ASTM) 2004 年
- ・EN14682:2007 「子ども用衣類の安全性—子ども用衣類のコード紐と引き紐—仕様」
- ・BS7907:2007 「子ども服の機械的安全性を高めるためのデザインおよび製造の実施標準」
- ・ISO/IEC ガイド 50 「安全側面—子どもの安全の指針」
- ・品質月間テキストNo.406 「製品の安全性と標準化の実践事例」
- ・標準化を考える会論文 (平成23年～27年)
- ・「子ども用衣料の安全性—子ども用衣料に附属するひもの要求事項」JIS L 4129 2015 年

年	月	子ども服 JIS L4129 (ヨイフク) 制定までの活動経緯
2009 (H21)	1	経済産業省担当者との懇親会「消費者の標準化参画について」
	9	(財) 共用品推進機構見学 & 意見交換「アクセシブルデザインについて」
	10	日本規格協会セミナー参加 子ども服について話し合う機会があった →海外には規格があるのに日本にはない→テーマへ
2010 (H22)	8	(8月～10月) 店頭/インターネット上での調査 (全日本婦人子供服工業組合連合会のガイドラインの活用状況)
	10	PIO-NET での子ども服事故事例調査
	11	全日本婦人子供服工業組合連合会で意見交換
	11	(11月～12月) 子ども服に関する事業者へのアンケート調査の実施
	3	論文「子ども服の安全性と標準化について」作成
2011 (H23)	4	経済産業省との意見交換
	6	消費者委員会委員長との意見交換
	8	キッズデザイン協議会との意見交換
	9	産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学センター長との意見交換
	11	NACS主催 標準化入門セミナーの規格運営 「いっしょに考えよう! 子ども服の安全規格について」
2012 (H24)	3	論文「子ども服の安全性と標準化について II」作成
	4	NACS東日本支部自主研発表会「子ども服の安全性について」
	6	日本小児科学会誌6月号 フード付パーカーによる傷害注意速報掲載(事故発生は3月12日)
	7	読売新聞朝刊 子ども服安全規格 求める声
	7	キッズデザイン大賞 子ども視点の安全安心デザイン 子ども部門リサーチ分野で受賞
	10	経済産業省主催 子ども服の安全性の JIS 化検討会発足 (国際標準化先導調査委員会) ワーキンググループ等に参加
	11	NHK「くらし解説」「あさイチ」から子ども服の安全規格について取材を受ける
	11	NACS新潟分科会 消費生活向上のための県民提案事業1年目 「子ども服の安全基準についてのセミナー」で講演
	12	NACS西日本支部主催「消費者のための標準化セミナー」で 子ども服の安全基準について講演 事業者と消費者の意見交換
	12	保育の場で子ども服について聞き取り調査実施
2013 (H25)	5	論文「子ども服の安全規格作り」に参画して～見えてきた私達の役割」 NACS東日本支部自主研発表会
	8	経済産業省 夏休み子ども見学デー参加(1回目)アンケートと聞き取り
	9	子ども服の安全性に関する標準化委員会(JIS 原案作成委員会)に参加 (NACSは共同事務局担当)
	10	日産協「あどばいざあ」の取材
	10	NACS新潟分科会 消費生活向上のための県民提案事業2年目 「消費者からみた子ども服の危険性のアンケート調査」
	11	名古屋でのセミナー JIS規格ができるまでの活動報告 セミナー参加者と意見交換
	11	子ども服のJIS規格普及開発セミナーワークショップ
2014 (H26)	5	論文「子ども服に関する安全性のJIS規格策定への歩み」
	6	子ども服のひものJIS規格案 JIS L 4129 公表
	8	霞ヶ関 子どもデー参加(2回目)JIS規格広報、アンケートと聞き取り
	10	2014(H26)年度 工業標準化功労者表彰(田近代表)
	10	啓発ツール案(パンフレット)アンケート調査
	11	地婦連標準化セミナー 9県で10回開催
	11	NACS新潟分科会 消費生活向上のための県民提案事業3年目 「子ども服をかわいいだけで選んでいませんか?」新潟県内8か所での出前講座
2015 (H27)	1	主婦連 JIS規格学習会
	3	子ども服のひものJIS規格 啓発ツール作成
	5	論文「子ども服のひものJIS規格(JIS L4129)制定に参画して」NACS 東日本支部
	5	学研の育児情報サイト ママノートの取材を受ける
	11	文化服装学院 アパレル品質管理実習室「子ども服の安全性」発表
12	「子ども用衣料の安全性—子ども用衣料に附属するひもの要求事項」JIS L 4129 制定公示	